

虐待防止についての指針

社会福祉法人 ほうえい会
グループホーム ともだ

1、目的

グループホームともだでは、施設一丸となって、入居者様に対する虐待（下記の行為の）防止を行い、

入居者様の人権及び尊厳を守り、虐待をしないケアに努めることを目的とする

① 身体的虐待

- ・ 外的なあらゆる形態の暴行をする（殴る、蹴る、つねる、押え付けるなど）
- ・ 身体的拘束行う（指針参照）

② 心理的虐待

- ・ 言葉の暴力をする（怒鳴る、悪口、子供扱いなど）
- ・ 精神的な圧力をかける（無視、威嚇、侮辱など）

③ 性的虐待

- ・ 合意のないあらゆる形態の性的な行為または強要をする

④ 経済的虐待

- ・ 合意なしに財産や現金等を不法・不適切に使用する
- ・ 希望する財産や現金等の使用を理由なく制限する

⑤ 介護の放棄・拒否・怠慢による虐待

- ・ 介護の拒否をする / 健康を損なう状態で放置をする

2、体制

虐待防止対策チーム（身体的拘束適正化検討委員会がこれにあたる）を設置する

- ① 虐待防止対策チーム責任者として管理者を選任する
- ② 虐待防止対策チーム担当者として、副主任2名を選任する
- ③ 緊急時は必要に応じて対策チームメンバーが臨時会議を開催し、事案ごとの審議を行う

3、内容

以下の内容をもって虐待防止対策を行う

- ① 日常業務における監視、お互いに注意喚起できる体制作り
- ② 虐待発生時の調査・対応を行う
- ③ 虐待防止に関する職員教育を継続して行う

*身体的拘束適正化に関する研修に内容を盛り込み、計画的な研修を行う

*「虐待の芽」に関するアンケートを適宜実施する

実施結果から課題の抽出とそれに対する具体的な対応、改善を図る

4、その他

虐待防止については、常に最新の知見に対応できるよう定期的な改定を行う

令和4年4月1日制定